

環境に配慮した 船舶の寄港の促進を図る インセンティブ制度

2026年(令和8年)1月改定



横浜市港湾局

0. はじめに (P.3)

1. 制度概要

- (1) 制度一覧 (P.3)
- (2) 手続きの流れ (P.3)

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

- (1) ESI及びグリーンアワード (P.4)
- (2) LNG燃料船 (P.7)
- (3) LNGバンカリング船 (P.12)
- (4) メタノール燃料船 (P.14)
- (5) バイオ燃料使用船 (P.19)

3. 参考資料

- (1) NACCSによる減免申請の流れ (P.22)
- (2) NACCS減免申請における
入港料減免理由コード一覧 (P.26)

4. お問い合わせ先 (P.27)

0. はじめに

横浜市は、横浜港の国際競争力の強化及び港湾・海運の脱炭素化の取組を推進するため、環境に配慮した船舶の寄港の促進を図るインセンティブ制度を運用しています。

1. 制度概要

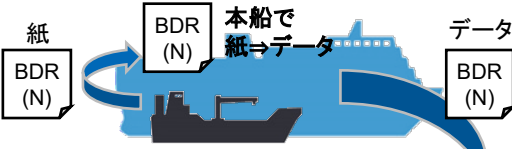
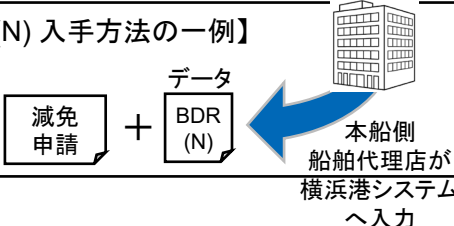
(1) 制度一覧

	減免する事由	減免額		減免開始日時
		入港料	岸壁使用料	
1	ESI制度※対象船舶でスコア30以上の船舶及びグリーンアワード財団の認証船舶	15%相当額	—	2017年4月1日
2	LNG燃料船 (ただし、LNG運搬船は対象外)	全額	—	2021年4月1日
3	LNGバンカリング船 (LNG以外の燃料供給も可能な船舶)	全額	全額 (75%相当額)	2021年4月1日
4	メタノール燃料船	全額	—	2026年1月1日
5	横浜港において混合比率24%以上のバイオ燃料混合油を300トン以上補油した船舶 (バイオ燃料使用船)	全額	—	2026年1月1日

※IAPH (国際港湾協会) が運営するEnvironmental Ship Index制度の略

(2) 手続きの流れ

上記の制度のうち「5. バイオ燃料使用船」だけが申請手続きにあたりバンカーデリバリーレシート (ノート) (略称:BDR (N)) を必要とします。BDR (N) の入手方法については、申請者様にて本船を含む関係者と事前のご確認をお願いいたします。

時系列 提出書類	入港時	バンカリング時	出港時
			
制度5の場合 (バイオ燃料使用船)	入港届	【BDR (N) 入手方法の一例】 	
制度1~4の場合	入港届 減免申請 + Evidence		

※BDR (N) …Bunker Delivery Receipt (Note)、バンカーデリバリーレシート (ノート)

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(1) ESIスコア30以上及びグリーンアウォード財団認証船

1. 減免の対象 (①・②共に船種は問いません。)

- ① IAPHが運営するESIスコアが30以上で横浜港に入港する外航船
- ② グリーンアウォード財団の認証を取得した横浜港に入港する外航船

2. 減免額

入港料15%相当額

3. 必要書類

- ① 入港料減免申請書
- ② ESI、グリーンアウォード共に制度運営者が発行するCertificate (証書) の写し
※Certificate (証書) は申請の都度提出が必要です。

4. 書類提出時期・申請者・申請方法

- ・ 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- ・ 申請者 船社または代理店
- ・ 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAXの場合は、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

5. 他のインセンティブと重複した場合

重複適用 (上乘せ) します。ただし、100%を超える減免は実施しません。

6. 注意事項

- ・ 認証期間を過ぎた証書 (Certificate) では減免できません (基準は日本時間)。
- ・ 第一調定日 (毎月第三営業日) までに、所定の必要書類を必ずご提出ください。
※調定日を含む手続きに関してご不明な点がございましたら、
横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9777) までご連絡ください。

※計算例



■ 横浜港に入港した外航船A

総トン数 90,000トン ESIスコア 32.0

外航船Aへの減免 (入港料)

減免前 90,000トン × 2.7円 = 243,000円

減免額 243,000円 × 15% = 36,450円

支払額 243,000円 - 36,450円 = 206,550円

■ 京浜3港に入港した外航船B

総トン数 40,000トン ESIスコア 32.0

グリーンアウォード財団認証取得

外航船Bへの減免 (入港料)

減免前 40,000トン × 2.7円 = 108,000円

減免額 (3港) 108,000円 × 2/3 = 72,000円

減免額 (環境) 108,000円 × 15%※ = 16,200円

(※両制度の認証を得ていても、減免率は15%)

支払額

108,000円 - (72,000円 + 16,200円) = 19,800円

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(1) ESIスコア30以上及びグリーンアワード財団認証船

7. 申請方法

- 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。

NACCS理由コード
1YH33: 環境配慮船が入港したとき

FAX等で申請の場合は、下記記載例をご参照のうえ、
横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) まで
お願いします。

第3号様式（第7条第1項）

入港料減免申請書

年 月 日

横浜市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者氏名)
連絡先

次のとおり入港料の減免を申請します。

【 外 航 ・ 内 航 】

申 請 者 コ ー ド	〇〇〇〇-〇	
港 湾 名	横 浜 港	
入 港 日	年 月 日	
船 名 ・ 信 号 符 字 等	船 名	信号符号
総 ト ン 数	総トン数 (換算トン取得済みの場合は換算トンも記載)	
入 港 料 の 額		
減免を受けようとする額		
減免を受けようとする理由		
備 考		

(A 4)

➤入港料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 申請書 (第3号様式)

➤申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 港湾の使用料 > 港湾施設使用料等のインセンティブ

※申請書以外の必要書類につきましても、FAX等により横浜港埠頭株式会社南部管理事務所 (045-621-9048) 宛にご提出ください。

(1) ESIスコア30以上及びグリーンアワード財団認証船

➤ ESIとは

船舶からの大気汚染物質 (NOx、SOx、CO²) 等の排出削減を主目的とします。

➤ 認証期間

6か月。【注】6か月毎に更新されますので御注意ください。

➤Certificateの入手方法

船社はWPSPのWebからCertificateを取得できます。
代理店等におかれましては、船社の当該部門から
Certificate を入手していただくようお願いします。



※ (参考) WPSPのWebからCertificateを取得する方法

- ① ESIにログイン (IDは船社につき1つ)
- ② ESIのShipのページに入り、対象船を選択する
- ③ 船舶のページにあるCertificateのDownloadをクリックしてPDF形式で入手

➤グリーンアワードとは

オランダに本部を置くグリーンアウード財団が運営。
環境配慮、安全対策、船員の質の向上など幅広い項目を
審査対象としています。

➤ 認証期間

3年間

➤Certificateの入手方法

グリーンアウード財団から船社に交付されています。
代理店等におかれましては、船社の当該部門から
Certificateを入手していただくようお願いします。



2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(2) LNG燃料船

1. 減免の対象

LNGを燃料とする船舶（以下、「LNG燃料船」）で横浜港に入港する船舶

※ ただし、LNGを運搬する船舶を除く。

2. 減免額

入港料全額

3. 必要書類

① 入港料減免申請書

② 下記のうちいずれかの証書の写し※

（客船） 旅客船安全証書(第1号様式)

（貨物船） 貨物船安全構造証書(第2号様式)

貨物船安全証書(第5号様式)

【確認する項目】

- 船舶の要目；
対象船舶の確認、
船舶の種類
- 利用燃料の確認（§ 2.2.）
- 証書の有効期間の確認

※「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）」の第2条に規定されています。（第1号様式、第2号様式、第5号様式）

4. 書類提出時期・申請者・申請方法

- 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAXの場合は、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

5. 他のインセンティブと重複した場合

全額減免のため重複適用は実施しません。

6. 注意事項

有効期間を過ぎた証書の場合には減免できません（基準は日本時間）。

第一調定日（毎月第三営業日）までに、所定の必要書類を必ずご提出ください。

※調定日を含む手続きに関してご不明な点がございましたら、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9777) までご連絡ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(2) LNG燃料船

確認書類例 旅客船安全証書 (第1号様式)

第1号様式(第2条関係)

番号 第 号
Certificate No.

旅客船安全証書
PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、旅客船の安全のための設備の記録(様式P)によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for Passenger Ship Safety(Form P)

公の印

国 際 航 路 航 海 対 する の
for an international voyage
a short

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship

船舶番号又は信号文字
Distinctive number or letters

船籍港
Port of registry

総トン数
Gross tonnage

認められた航行海域(第IV章第2規則)
Sea areas in which ship is
certified to operate(regulation IV/2)

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number

建造の日
Date of build:

建造契約が結ばれた日
Date of building contract

P.1

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction
引渡しの日
Date of delivery
用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a
major character was commenced (where applicable)
該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶が上記の条約第I章第7規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of
regulation I/7 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。
That the survey showed that:

2.1 この船舶が次の事項について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards:

1 船体、主機関及び補助機関並びにボイラーその他の圧力容器
the structure, main and auxiliary machinery, boilers and other pressure
vessels;

2 水密区画の配置及び詳細
the watertight subdivision arrangements and details;

3 次の区画横断喫水線
the following subdivision load lines:

指定されたかつ船舶の中央において船 側に標記される区画横断喫水線(第II 章第14規則) Subdivision load lines assigned and marked on the ship's side amidships(regulation II-1/18)	フリーボー ード Freeboard	他の用途に使用されることがある 次の場所が旅客を積載する場所に 含まれる場合に適用する。 To apply when the spaces in which passengers are carried include the following alterna- tive spaces
P.1		
P.2		
P.3		

2.2 この船舶が上記の条約第II-1章第6節に適合し、燃料として.....を用いている
/適合していないこと。
the ship complied with part G of chapter II-1 of the Convention using

P.2

.....as fuel/X.A.

2.3 この船舶が防火構造、消防設備及び火気制御について、上記の条約に定める要件を
満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards
structural fire protection, fire safety systems and appliances and fire
control plans;

2.4 救命設備並びに救命艇、救命いりだ及び救助艇の積載品が、上記の条約に定める要
件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts
and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the
Convention;

2.5 この船舶が救命投射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the
requirements of the Convention;

2.6 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio
installations;

2.7 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を
満たしていること。
the provision and functioning of the radio installations used in life-saving
appliances complied with the requirements of the Convention;

2.8 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上
記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards
shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and
nautical publications;

2.9 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行
の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals
and distress signals, in accordance with the requirements of the Convention
and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;

2.10 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of
the Convention;

2.11 この船舶が上記の条約第II-1章第55規則/第II-2章第17規則/第III章第38規則
に従って代替設計及び配置をしていないこと。
the ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements
in pursuance of regulation(s) II-1/55/II-2/17/III/38 of the Convention;

2.12 機関及び電気設備/防火/救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、こ

P.3

の証書に附属されている/附属されていないこと。
a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery
and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and
arrangements is/is not appended to this Certificate.

3 免除証書が、発給されている/発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until

この証書の基となる検査が完了した日:
Completion date of the survey on which this certificate is based:

.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日)
(Date of issue) (管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の条約第I章第14規則(d)の規定を適用する場合における買収
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/14(d)
applies
この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、
同条約第I章第14規則(d)の規定に従って.....まで効力を有す
るものとする。
The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this
certificate shall, in accordance with regulation I/14(d) of the Convention, be
accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名)(印章)

上記の条約第I章第14規則(a)又は(f)の規定を適用する場合における検査簿に到着する
までの期間又は買収期間について証書の有効期間を延長するための買収
Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of
survey or for a period of grace where regulation I/14(e) or I/14(f) applies
この証書は、上記の条約第I章第14規則(a)/(f)の規定に従って.....まで効
力を有するものとする。

次頁以降省略

8

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(2) LNG燃料船

確認書類例 貨物船安全構造証書 (第2号様式)

第2号様式 (第2条関係) (平成25年9月・改定、平成26年8月・一部改定)

番号 第 号
Certificate No. _____

貨物船安全構造証書
CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

公印欄

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship _____
船舶番号又は符号等
Distinctive number or letters _____
船籍港
Port of registry _____
総トン数
Gross tonnage _____
載重量 (メートル・トン)
Deadweight of ship (metric tons) _____
国際海事機関船舶識別番号
IMO Number _____

船舶の種類
Type of ship

バルクキャリア
Bulk carrier
油タンカー
Oil tanker
化学薬品タンカー
Chemical tanker
ガス運搬船

この証書は、上記の条約第1章第10規則の規定に基づき年次検査、中間検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、_____まで効力を有する。
This certificate is valid until _____ subject to the annual and intermediate surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulation I /10 of the Convention.
この証書の満了となる検査が完了した日 : _____
Completion date of the survey on which this certificate is based: _____
(証書の発給の場所)
Issued at _____
(Place of issue of certificate)

(発給の日)

(Date of issue) _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査及び中間検査に係る裏書
Endorsement for annual and intermediate surveys

Gas carrier
上記以外の貨物船
Cargo ship other than any of the above

建造の日
Date of build: _____
建造契約が締結された日
Date of building contract: _____
キールが置え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction: _____
引渡しの日
Date of delivery: _____
用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable) _____
該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1 この船舶が上記の条約第1章第10規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation I/10 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that :
1 上記の条約第1章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定 (消防設備及び火災制御装置に関する規定を除く。) に適合していること。
the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters II-1 and II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans) ; and
2 この船舶が上記の条約第II-1章G部に適合し、燃料として _____を用いている/適合していないこと。
the ship complied with part G of chapter II-1 of the Convention using _____ as fuel/ N.A.

3 最近の二回の船底の外部の検査が _____ (日) 及び _____ (日) に行われたこと。
That the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on _____ and _____ (dates)

4 免除証書が発給されている/発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

5 この船舶が上記の条約第II-1章第55規則/第II-2章第17規則に従って代替設計及び配置をしている/していないこと。
The ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation (a) II - 1/55/II - 2/17 of the Convention.

6 機関及び電気設備/防火のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている/附属されていないこと。
A Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection is/is not appended to this Certificate.

この証書は、上記の条約第1章第10規則の規定に基づき年次検査、中間検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、_____まで効力を有する。
This certificate is valid until _____ subject to the annual and intermediate surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulation I /10 of the Convention.
この証書の満了となる検査が完了した日 : _____
Completion date of the survey on which this certificate is based: _____
(証書の発給の場所)
Issued at _____
(Place of issue of certificate)

(発給の日)

(Date of issue) _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査及び中間検査に係る裏書
Endorsement for annual and intermediate surveys

上記の条約第1章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/10 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.
年次検査 場 所 _____
Annual survey : Place : _____
日 _____
Date : _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査/中間検査 場 所 _____
Annual/Intermediate survey : Place : _____
日 _____
Date : _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査/中間検査 場 所 _____
Annual/Intermediate survey : Place : _____
日 _____
Date : _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査 場 所 _____
Annual survey : Place : _____
日 _____
Date : _____ (管海官庁 氏名) (印章)

上記の条約第1章第14規則(h)の規定に基づく年次検査又は中間検査
Annual/intermediate survey in accordance with regulation I /14(h) of the Convention
上記の条約第1章第14規則(h)の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation I /14(h) of the Convention, this ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.
場 所 _____
Place : _____
日 _____
Date : _____ (管海官庁 氏名) (印章)

船底の外部の検査に係る裏書
Endorsement for inspections of the outside of the ship's bottom

P.1

P.2

P.3

次頁以降省略

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(2) LNG燃料船

確認書類例 貨物船安全証書 (第5号様式)

第5号様式(第2条関係)

番号 第 号
Certificate No.

貨物船安全証書
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、貨物船の安全のための設備の記録(様式C)によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for Cargo Ship Safety (Form C)

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship

船舶番号又は信号符号
Distinctive number or letters

船種
Port of registry

総トン数
Gross tonnage

載重量(メートル・トン)
Deadweight of ship (metric tons)

船舶の長さ(第Ⅲ章第3規則12)
Length of ship (regulation Ⅲ/3.12)

認められた航行海域(第Ⅳ章第2規則)
Sea areas in which ship is certified to operate (regulation Ⅳ/2)

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number

船舶の種類
Type of ship

バルクキャリア
Bulk carrier

油タンカー
Oil tanker

化学製品タンカー
Chemical tanker

ガス運搬船
Gas carrier

上記以外の貨物船
Cargo ship other than any of the above

建造の日
Date of build:

建造契約が結ばれた日
Date of building contract

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction

引渡しの日
Date of delivery

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable)

該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶が上記の条約第1章第8規則から第10規則までの規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulations 1/8, 1/9 and 1/10 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:

2.1 上記の条約第1章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第Ⅱ-1章及び第Ⅱ-2章の関係規定(消防設備及び火災制御装置に関する規定を除く。)に適合していることが明らかとなったこと。
The condition of the structure, machinery and equipment as defined in regulation 1/10 was satisfactory and the ship complied with the relevant

P.1

P.2

requirements of chapter Ⅱ-1 and chapter Ⅱ-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans):

2.2 この船舶が上記の条約第Ⅱ-1章6節に適合し、燃料として、.....を用いている／適合していないこと。
the ship complied with part 6 of chapter Ⅱ-1 of the Convention using as fuel (A/N/A).

2.3 最近の二回の船底の外部の検査が.....及び.....に行われたこと。
the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on and (dates)

2.4 この船舶が消防設備及び火災制御装置について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;

2.5 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の輸送品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

2.6 この船舶が救命索降装置を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention;

2.7 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;

2.8 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

2.9 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

2.10 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び遭難信号を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。

the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;

2.11 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
In all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.12 この船舶が上記の条約第Ⅱ-1章第55規則／第Ⅱ-2章第17規則／第Ⅲ章第38規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。
the ship was/as not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) Ⅱ-1/55/Ⅱ-2/17/Ⅲ/38 of the Convention;

2.13 機関及び電気設備／防火／救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附属されていないこと。
A document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

3 この船舶が上記の条約第Ⅲ章第38規則1.1に従って.....の海域に限定されて運航されていること。
That the ship operates in accordance with regulation Ⅲ/38.1.1 within the limits of the trade area

4 免除証書が発給されている／発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、上記の条約第1章第8規則から第10規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until subject to the annual, intermediate and periodical surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulations 1/8, 1/9 and 1/10 of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日:
Completion date of the survey on which this certificate is based:

(証書の発給の場所)
..... (Place of issue of certificate)

(発給の日)
..... (Date of issue)

P.3

次頁以降省略

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き (2) LNG燃料船

7. 申請方法

- 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAX等で申請の場合は、下記記載例をご参照のうえ、
横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) まで
お願いします。

NACCS理由ード

1YH39: LNGを供給する船舶が横浜港に入港したとき

1YH40: LNGを燃料とする船舶が横浜港に入港したとき

第3号様式（第7条第1項）

入港料減免申請書

年 月 日

横浜市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者氏名)
連絡先

次のとおり入港料の減免を申請します。

【外航・内航】

申請者コード	〇〇〇〇-〇	
港湾名	横浜港	
入港日	年 月 日	
船名・信号符字等	船名	信号符字
総トン数	総トン数 (換算トン取得済みの場合は換算トンも記載)	
入港料の額		
減免を受けようとする額		
減免を受けようとする理由		
備考		

(A4)

➤入港料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 申請書 (第3号様式)

➤申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 港湾の使用料 > 港湾施設使用料等のインセンティブ

※申請書以外の必要書類につきましても、FAX等により横浜港埠頭株式会社南部管理事務所 (045-621-9048) 宛にご提出ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(3) LNGバンカリング船

1. 減免の対象

LNG燃料を供給する船舶 (以下、「LNGバンカリング船」) で横浜港に入港する船舶

2. 減免額

	入港料	岸壁使用料
LNGバンカリング船 (LNG運搬船を除く)	全額	全額
LNGバンカリング船 (LNG運搬船を除く) のうち、LNG以外の燃料も供給可能な設備を有する船舶	全額	75%相当額

3. 必要書類

入港料	岸壁使用料
① 入港料減免申請書	① 岸壁使用料減免申請書
【②及び③または④を添付すること】 ② 国際液化ガスばら積船適合証書 (IGC証書) (第5号様式2の2) ③ 危険物取扱規程 (危規則第143条の2に基づき地方運輸局長が承認したもの) ④ 船舶検査証書 (船舶安全法第9条に基づき地方運輸局長が承認したもの)	【確認する項目】 ○船舶の要目; 対象船舶の確認、 船舶の種類 ○利用燃料の確認 (§ 2.2.) ○証書の有効期間の確認

上記の表中のLNGバンカリング船の書類②は「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 (昭和四十年運輸省令第三十九号)」の第2条に規定されています。(第5号様式2の2)

4. 書類提出時期・申請者・申請方法

- 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 入港料減免申請はNACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
岸壁使用料減免申請と併せて申請する場合、P13の様式を参照してください。
FAXの場合は、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

5. 他のインセンティブと重複した場合 (入港料について)

全額減免のため重複適用は実施しません。

6. 注意事項

有効期間を過ぎた証書の場合には減免できません (基準は日本時間)。
第一調定日 (毎月第三営業日) までに、所定の必要書類を必ずご提出ください。
※調定日を含む手続きに関してご不明な点がございましたら、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9777) までご連絡ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(3) LNGバンカリング船

7. 申請方法

- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 FAX等にて横浜港埠頭株式会社南部管理事務所 (045-621-9048) までご提出ください。

第 16 号様式（第 2 条第 7 号イ）

入 港 料
岸壁使用料 減免申請書
自走式渡船橋使用料

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連 絡 先

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

対象船舶	対 称 名 称 及 び 信 号 符 号	※船名 (信号符号) を記載	
	総 ト ン 数	※換算トン取得済みの場合は換算トンも記載	
	停 泊 場 所		
	入 港 日 時		
	入 港 目 的		
	着 岸 日 時		
納 付 す べ き 金 額	運 航 者 名		
	入 港 料		
	岸 壁 使 用 料		
免除を受けようとする金額	自走式渡船橋使用料		_____
	入 港 料		
	岸 壁 使 用 料		
免除を受けようとする理由	自走式渡船橋使用料		_____
	液化天然ガスを燃料とする船舶に燃料として、液化天然ガスを海上において供給するための設備を有する船舶のうち液化天然ガス以外の燃料を海上において供給する設備を併せもつ船舶が停泊地として岸壁を使用したとき		

(A4)

➤入港料減免申請書のダウンロードURL
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>
トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 申請書 (第3号様式)

➤申請書の「減免を受けようとする理由」欄について
横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>
トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 港湾の使用料 > 港湾施設使用料等のインセンティブ

※申請書以外の必要書類につきましても、FAX等により横浜港埠頭株式会社南部管理事務所 (045-621-9048) 宛にご提出ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(4) メタノール燃料船

1. 減免の対象

メタノールを燃料とする船舶 (以下、「メタノール燃料船」) で横浜港に入港する船舶

2. 減免額

入港料全額

3. 必要書類

① 入港料減免申請書

② 下記のうちいずれかの証書の写し※

(客船) 旅客船安全証書(第1号様式)

(貨物船) 貨物船安全構造証書(第2号様式)

貨物船安全証書(第5号様式)

【確認する項目】

- 船舶の要目；対象船舶の確認
- 利用燃料の確認 (§ 2.2.)
- 証書の有効期間の確認

※「海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 (昭和四十年運輸省令第三十九号)」の第2条に規定されています。(第1号様式、第2号様式、第5号様式)

4. 書類提出時期・申請者・申請方法

- ・提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- ・申請者 船社または代理店
- ・申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAXの場合は、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

5. 他のインセンティブと重複した場合

全額減免のため重複適用は実施しません。

6. 注意事項

有効期間を過ぎた証書の場合には減免できません (基準は日本時間)。

第一調定日 (毎月第三営業日) までに、所定の必要書類を必ずご提出ください。

※調定日を含む手続きに関してご不明な点がございましたら、

横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9777) までご連絡ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(4) メタノール燃料船

確認書類例 旅客船安全証書 (第1号様式)

第1号様式(第2条関係)

番号 第 号
Certificate No.

旅客船安全証書
PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、旅客船の安全のための設備の記録(様式P)によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for Passenger Ship Safety(Form P)

公の印章

国 際 航海に対するもの
for an international voyage

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship

船舶番号又は信号符号
Distinctive number or letters

船籍港
Port of registry

総トン数
Gross tonnage

認められた航行海域(第IV章第2規則)
Sea areas in which ship is certified to operate(regulation IV/2)

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number

建造の日
Date of build:

建造契約が結ばれた日
Date of building contract

P.1

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction
引渡しの日
Date of delivery
用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable)
該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶が上記の条約第I章第7規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation 1/7 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかとなったこと。
That the survey showed that:

2.1 この船舶が次の事項について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards:

1 船体、主機関及び補助機関並びにボイラーその他の圧力容器
the structure, main and auxiliary machinery, boilers and other pressure vessels;

2 水密区画の配置及び詳細
the watertight subdivision arrangements and details;

3 次の区画連続噴水線
the following subdivision load lines:

指定されたかつ船舶の中央において船舶の両側に標がされる区画連続噴水線(第II章第18規則) Subdivision load lines assigned and marked on the ship's side amidships(regulation II-1/18)	フリーボード Freeboard	他の用途に使用されることがある次の場所が貨客を積載する場所に含まれる場合に適用する。 To apply when the spaces in which passengers are carried include the following alternative spaces
P.1		
P.2		
P.3		

2.2 この船舶が上記の条約第II章第6部に適合し、燃料として.....を用いている／適合していないこと。
the ship complied with part 6 of chapter II-1 of the Convention using

P.2

.....as fuel/N.A.

2.3 この船舶の防火構造、耐火設備及び火災抑制装置について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards structural fire protection, fire safety systems and appliances and fire control plans;

2.4 救命設備並びに救命艇、救命いりだ及び救助艇の積載品が、上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

2.5 この船舶が救命索降射器を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention;

2.6 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;

2.7 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能は上記の条約に定める要件を満たしていること。
the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

2.8 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

2.9 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び位置信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals, in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;

2.10 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.11 この船舶が上記の条約第II章第35規則/第II章第17規則/第III章第38規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。
the ship was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/35/II-2/17/III/38 of the Convention;

2.12 機関及び電気設備/防火/救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、こ

P.3

の証書に附属されている／附属されていないこと。
a document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

3 免除証書が、発給されている／発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until
この証書の基となる検査が完了した日:
Completion date of the survey on which this certificate is based:
.....において発給した。
(証書の発給の場所)
Issued at
(Place of issue of certificate)
.....
(発給の日)
.....
(Date of issue) (管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の条約第I章第14規則(d)の規定を適用する場合における賛書
Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/14(d) applies
この船舶は、上記の条約の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同条約第I章第14規則(d)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant requirements of the Convention, and this certificate shall, in accordance with regulation I/14(d) of the Convention, be accepted as valid until
場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名)(印章)

上記の条約第I章第14規則(a)又は(f)の規定を適用する場合における検査簿に到着するまでの期間又は終了期間について証書の有効期間を延長するための装置
Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of time when regulation I/14(a) or I/14(f) applies
この証書は、上記の条約第I章第14規則(a)/(f)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

次頁以降省略

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(4) メタノール燃料船

確認書類例 貨物船安全構造証書 (第2号様式)

第2号様式 (第2条関係) (平成25年9月・改定、平成25年9月・一部改定)

番号 第 号
Certificate No. _____

貨物船安全構造証書
CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

公印欄 日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

船舶の項目
Particulars of ship

船名
Name of ship _____

船舶番号又は符号等
Distinctive number or letters _____

船籍港
Port of registry _____

総トン数
Gross tonnage _____

載重量 (メートル・トン)
Deadweight of ship (metric tons) _____

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number _____

船舶の種類
Type of ship
バルクキャリア
Bulk carrier
油タンカー
Oil tanker
化学薬品タンカー
Chemical tanker
ガス運搬船

Gas carrier
上記以外の貨物船
Cargo ship other than any of the above

建造の日
Date of build: _____
建造契約が締結された日
Date of building contract: _____
キールが置かれた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction: _____
引渡しの日
Date of delivery: _____
用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable): _____
該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶が上記の条約第1章第10規則の規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulation 1/10 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:

1 上記の条約第1章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定 (消防設備及び火災制御装置に関する規定を除く。) に適合していること。
the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters II-1 and II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans); and

2 この船舶が上記の条約第II-1章G部に適合し、燃料として _____ を用いている/適合していないこと。
the ship complied with part G of chapter II-1 of the Convention using _____ as fuel/N.A.

3 最近の二回の船底の外部の検査が (日) _____ 及び (日) _____ に行われたこと。
That the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on _____ and _____ (dates).

4 免除証書が発給されている/発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

5 この船舶が上記の条約第II-1章第55規則/第II-2章第17規則に従って代替設計及び配置をしている/していないこと。
The ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation (a) II-1/55/II-2/17 of the Convention.

6 機関及び電気設備/防火のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている/附属されていないこと。
A Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection is/is not appended to this Certificate.

この証書は、上記の条約第1章第10規則の規定に基づく年次検査、中間検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、 _____ まで効力を有する。
This certificate is valid until _____ subject to the annual and intermediate surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulation 1/10 of the Convention.

この証書の満了となる検査が完了した日: _____
Completion date of the survey on which this certificate is based: _____
_____ (証書の発給の場所)
Issued at _____ (Place of issue of certificate)
_____ (発給の日)
_____ (Date of issue) _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査及び中間検査に係る裏書
Endorsement for annual and intermediate surveys

上記の条約第1章第10規則の規定により要求される検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation 1/10 of the Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

年次検査 場 所 _____
Annual survey: Place: _____
日 _____
Date: _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査/中間検査 場 所 _____
Annual/Intermediate survey: Place: _____
日 _____
Date: _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査/中間検査 場 所 _____
Annual/Intermediate survey: Place: _____
日 _____
Date: _____ (管海官庁 氏名) (印章)

年次検査 場 所 _____
Annual survey: Place: _____
日 _____
Date: _____ (管海官庁 氏名) (印章)

上記の条約第1章第14規則(h)の規定に基づく年次検査又は中間検査
Annual/intermediate survey in accordance with regulation 1/14(h) of the Convention
上記の条約第1章第14規則(h)の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同条約の関係規定に適合していると認められたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulation 1/14(h) of the Convention, this ship was found to comply with the relevant requirements of the Convention.

場 所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____ (管海官庁 氏名) (印章)

船底の外部の検査に係る裏書
Endorsement for inspections of the outside of the ship's bottom

P.1

P.2

P.3

次頁以降省略

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き
(4) メタノール燃料船

確認書類例 貨物船安全証書 (第5号様式)

第5号様式(第2条関係)

番号 第 号
Certificate No.

貨物船安全証書
CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

この証書は、貨物船の安全のための設備の記録(様式C)によって補足される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for Cargo Ship Safety (Form C)

公の印章

日本国
JAPAN

1988年の議定書により修正された1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の権限の下に、発給する。
Issued under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan

船舶の要目
Particulars of ship

船名
Name of ship

船舶番号又は信号符号
Distinctive number or letters

船種
Port of registry

総トン数
Gross tonnage

載重量(メートル・トン)
Deadweight of ship (metric tons)

船舶の長さ(第Ⅲ章第3規則12)
Length of ship (regulation Ⅲ/3.12)

認められた航行海域(第Ⅳ章第2規則)
Sea areas in which ship is certified to operate (regulation Ⅳ/2)

国際海事機関船舶識別番号
IMO Number

P.1

船舶の種類
Type of ship

バルクキャリア
Bulk carrier

油タンカー
Oil tanker

化学製品タンカー
Chemical tanker

ガス運搬船
Gas carrier

上記以外の貨物船
Cargo ship other than any of the above

建造の日
Date of build:

建造契約が結ばれた日
Date of building contract

キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date on which keel was laid or ship was at similar stage of construction

引渡しの日
Date of delivery

用途変更又は主要な変更若しくは改造が行われた場合にはその開始の日
Date on which work for a conversion or an alteration or modification of a major character was commenced (where applicable)

該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY:

1 この船舶が上記の条約第1章第8規則から第10規則までの規定に従って検査されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the requirements of regulations 1/8, 1/9 and 1/10 of the Convention.

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:

2.1 上記の条約第1章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第Ⅱ-1章及び第Ⅱ-2章の関係規定(消防設備及び火災制御装置に関する規定を除く。)に適合していることが明らかとなったこと。
The condition of the structure, machinery and equipment as defined in regulation 1/10 was satisfactory and the ship complied with the relevant

P.2

requirements of chapter Ⅱ-1 and chapter Ⅱ-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans):

2.2 この船舶が上記の条約第Ⅱ-1章6節に適合し、燃料として、.....を用いている／適合していないこと。
the ship complied with part 6 of chapter Ⅱ-1 of the Convention using as fuel (A/N/A).

2.3 最近の二回の船底の外部の検査が.....及び.....に行われたこと。
the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on and (dates)

2.4 この船舶が消防設備及び火災制御装置について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;

2.5 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の備品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

2.6 この船舶が救命索降装置を上記の条約に定める要件に従って備えていること。
the ship was provided with a line-throwing appliance in accordance with the requirements of the Convention;

2.7 この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;

2.8 救命設備において使用する無線設備の備付け及び機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。
the provision and functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

2.9 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。
the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

2.10 この船舶が灯火、形状物並びに音響信号及び建群信号を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。

P.3

the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;

2.11 他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。
In all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.12 この船舶が上記の条約第Ⅱ-1章第55規則/第Ⅱ-2章第17規則/第Ⅲ章第38規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。
the ship was/as not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) Ⅱ-1/55/Ⅱ-2/17/Ⅲ/38 of the Convention;

2.13 機関及び電気設備/防火/救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附属されていないこと。
A document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

3 この船舶が上記の条約第Ⅲ章第38規則1.1に従って.....の海域に限定されて運航されていること。
That the ship operates in accordance with regulation Ⅲ/38.1.1 within the limits of the trade area

4 免除証書が発給されている／発給されていないこと。
That an Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、上記の条約第1章第8規則から第10規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、.....まで効力を有する。
This certificate is valid until subject to the annual, intermediate and periodical surveys and inspections of the outside of the ship's bottom in accordance with regulations 1/8, 1/9 and 1/10 of the Convention.

この証書の基となる検査が完了した日:
Completion date of the survey on which this certificate is based:

(証書の発給の場所)
..... (Place of issue of certificate)

(発給の日)
..... (Date of issue)

次頁以降省略

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(4) メタノール燃料船

7. 申請方法

- 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAX等で申請の場合は、下記記載例をご参照のうえ、
横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

NACCS理由コード

1YH41:メタノールを燃料とする船舶が
横浜港に入港したとき

第3号様式（第7条第1項）

入港料減免申請書

年 月 日

横浜市長

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

連絡先

次のとおり入港料の減免を申請します。

【 外 航 ・ 内 航 】

申 請 者 コ ー ド	〇〇〇〇-〇	
港 湾 名	横 浜 港	
入 港 日	年 月 日	
船 名 ・ 信 号 符 字 等	船 名	信号符字
総 ト ン 数	総トン数（換算トン取得済みの場合は換算トンも記載）	
入 港 料 の 額		
減免を受けようとする額		
減免を受けようとする理由		
備 考		

(A4)

➤入港料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 申請書（第3号様式）

➤申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 港湾の使用料 > 港湾施設使用料等のインセンティブ

※申請書以外の必要書類につきましても、FAX等により横浜港埠頭株式会社南部管理事務所（045-621-9048）宛にご提出ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(5) バイオ燃料使用船

1. 減免の対象

横浜港に入港したバイオ燃料使用船が、横浜港において混合比率24%以上のバイオ燃料混合油を一度に300トン以上補油したとき

2. 減免額

入港料全額

3. 必要書類

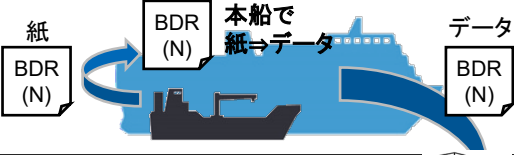
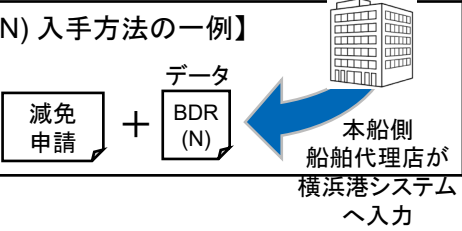
- ① 入港料減免申請書
 - ② バンカーデリバリーレシート (ノート)
- ※Bunker Delivery Receipt (Note)

【確認する項目】

- M/S S/S (船名)
- Delivery date from Depot (燃料補給日)
- Description(grade) (内容/グレード (油種・格))
- Port (of Bunkering) (燃料補給を行った港)
- Quantity (Delivered) Metric Ton
(供給数量 メトリックトン)

4. 書類提出時期・申請者・申請方法

- ・ 提出時期 BDR (N) を入手してから、ご提出ください。
- ・ 申請者 代理店
- ・ 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAXの場合は、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

時系列 提出書類	入港時	バンカリング時	出港時
			
バイオ燃料使用船の場合	入港届	【BDR (N) 入手方法の一例】 	

5. 他のインセンティブと重複した場合

全額減免のため重複適用は実施しません。

6. 注意事項

第一調定日 (毎月第三営業日) までに、所定の必要書類を必ずご提出ください。
※調定日を含む手続きに関してご不明な点がございましたら、横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9777) までご連絡ください。

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き (5) バイオ燃料使用船

確認書類 バンカーデリバリーレシート (ノート)

※ 燃料サプライヤーによって様式は異なります。

BUNKER DELIVERY RECEIPT (NOTE)

ABC ENERGY CO.,LTD.

6-50-10 Hon-cho, Naka-ku,
Yokohama 231-0005, Japan
PHONE +81-45-671-XXXX

Account of					Delivery Depot
M/S S/S					Delivery Date from Depot
IMO No.					Port 横浜港であること
Description	B24以上であること				ID/O No.
Quality	Density kg/m ³ @ 15°C	Flash Point °C	Viscosity mm ² /s @ 50°C	Water %	Sulphur %
Quantity	Kiloliter	Metric Ton 1回あたり300トン 以上であること		Reaction	
Barge Name					
Sample No.	Marpol	Vessel	Supplier	Laboratory	
I					
II					

We declare that the fuel oil supplied is in conformity with regulation 18.3 of Marpol Annex VI and that the sulphur content of the fuel oil supplied does not exceed:

- ☐ the limit value given by regulation 14.1 of this Annex;
☐ the limit value given by regulation 14.4 of this Annex; or
☐ the purchaser's specified limit value of _____ (% m/m), as completed by the fuel oil supplier's representative and on the basis of the purchaser's notification that the fuel oil is intended to be used:
- .1 in combination with an equivalent means of compliance in accordance with regulation 4 of this Annex; or
 - .2 is subject to a relevant exemption for a ship to conduct trials for sulphur oxides emission reduction and control technology research in accordance with regulation 3.2 of this Annex.

Date _____

Captain/Chief Engineer _____

(Name)

ABC ENERGY CO.,LTD.(or on behalf of ABC ENERGY CO.,LTD.)

2. 各インセンティブ制度の内容・手続き

(5) バイオ燃料使用船

7. 申請方法

- 提出時期 入港届と併せてご提出ください。
- 申請者 船社または代理店
- 申請方法 NACCS経由またはFAX等にてご提出ください。
FAX等で申請の場合は、下記記載例をご参照のうえ、
横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所 (045-621-9048) までお願いします。

NACCS理由コード

1YH42: 横浜港に入港した船舶が横浜港において
混合比率24%以上のバイオ燃料混合油を
300トン以上補油したとき

第3号様式（第7条第1項）

入港料減免申請書

年 月 日

横浜市長

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称

（法人の場合は、名称・代表者氏名）

連絡先

次のとおり入港料の減免を申請します。

【 外 航 ・ 内 航 】

申 請 者 コ ー ド	〇〇〇〇-〇	
港 湾 名	横 浜 港	
入 港 日	年 月 日	
船 名 ・ 信 号 符 字 等	船 名	信号符字
総 ト ン 数	総トン数 (換算トン取得済みの場合は換算トンも記載)	
入 港 料 の 額		
減免を受けようとする額		
減免を受けようとする理由		
備 考		

(A4)

➤入港料減免申請書のダウンロードURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/application.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 申請書 (第3号様式)

➤申請書の「減免を受けようとする理由」欄について

横浜港では、入港料減免申請書の「減免を受けようとする理由」欄には、次のリンク先の「減免する事由」欄の文章を転記してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kowan/business-support/shiyoryo/incentive.html>

トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 港湾 > ビジネスサポート情報一覧 > 港湾の使用料 > 港湾施設使用料等のインセンティブ

※申請書以外の必要書類につきましても、FAX等により横浜港埠頭株式会社南部管理事務所 (045-621-9048) 宛にご提出ください。

3. 参考資料

(1) NACCSによる減免申請の流れ

手順 1 申請メインメニューから入港料減免・還付申請 (WER) を選択

WebNACCS 各種申請 確認/照会 機能 設定 汎用申請関連業務へ NACCS 掲示板

① ブラウザの戻る・更新・進むボタンは使用しないでください。

各種申請

船舶基本情報等事前登録 (WBX)	外航 (運航情報使用)	外航
船舶基本情報登録 (登録 訂正/削除)	入港前統一申請 (WPT) (登録 訂正/取消)	入港前統一申請 (WPT) (登録 訂正/取消)
船舶運航情報登録 (登録 訂正/削除)	入港届等 (WIT) (登録 訂正/取消)	入港届等 (WIT) (登録 訂正/取消)
乗組員情報登録 (登録 訂正/削除)	出港届等 (WOT) (登録 訂正/取消)	移動届等 (WMR) (登録 訂正/取消)
旅客情報登録 (登録 訂正/削除)		出港届等 (WOT) (登録 訂正/取消)
船用品情報登録 (登録 訂正/削除)		

内航	港湾管理者業務	ファイル申請 (WFT)
船舶基本情報登録 (WBX) (登録 訂正/削除)	入港料減免・還付申請 (WER) (登録 訂正/取消)	申請書類へのファイル添付
入港前統一申請 (WPT) (登録 訂正/取消)	船舶運航動静通知 (WMT) (登録 訂正/取消)	登録・ファイル添付
入港届等 (WIT) (登録 訂正/取消)	海側施設使用許可申請 (WST) (登録 訂正/取消)	訂正/取消
移動届等 (WMR) (登録 訂正/取消)	陸側施設使用許可申請 (WLT) (登録 訂正/取消)	
出港届等 (WOT) (登録 訂正/取消)		

とん税等納付申告 (WPC) 不開港出入許可申請 (WCP) 船舶資格変更届 (WKC/WKS)

手順 2 入港料減免申請書を選択し送信

WebNACCS 各種申請 確認/照会 機能 設定 汎用申請関連業務へ NACCS 掲示板

入港料減免・還付申請 (WER)

申請メニュー

入港料減免・還付申請 新規登録 申請書類一覧 (入力ガイド)

[編集]ボタンから書類を作成してください。書類作成後、[送信]をクリックしてください。[エラーチェック]をクリックすることで、エラーの有無を確認できます。

呼出/読込メニュー 申請等呼出 ファイル読込

提出先	宛先	選択	書類名
港湾管理者		☒	入港料減免申請書 (編集)
		☐	入港料還付申請書 (編集)

戻る エラーチェック 送信

3. 参考資料

(1) NACCSによる減免申請の流れ

手順3 項目を入力

WebNACCS

各種申請

確認/照会

機能

設定

汎用申請関連業務へ

NACCS 掲示板

入港料減免・還付申請 (WER)

申請メニュー

入港料減免申請書 新規登録

入力ガイド

登録に必要な項目を入力し、[この書類を一時保存]をクリックしてください。一時保存情報の保存期間は10日間（土日祝含む）です。
[エラーチェック]をクリックすることで、エラーの有無を確認できます。

1. 宛先情報

宛先 必須 横浜市（横浜港港湾管理者）

2. 船舶情報

船舶コード種別 必須 ☒ コルサイン ☐ 船舶番号 船舶コード 必須 111111

船舶名称 (J) 必須 船舶A

総トン数 必須 600 t 課金対象トン数 必須 600 t

船舶運航者コード種別

船舶運航者コード

船舶運航者名称 (J)

住所 (J)

内航・外航種別 必須 ☐ 外航 ☒ 内航

3. 入港港情報

入港港コード 必須 JPYOK 一覧参照 YOKOHAMA - KANAGAWA

入港日 必須 20260114

入港停泊場所施設コード 必須 OS0BC 一覧参照

入港停泊場所施設名称 (J) 大枝橋ふ頭 B 号岸壁

4. 減免情報

入港料の額 円 減免を受けようとする額 円

減免を受けようとする理由コード 必須 1YH33 一覧参照

減免を受けようとする理由 (J) 環境配慮船が入港したとき

5. 申請者担当

申請者担当者名 (J) 必須 担当社A

電話番号 必須 01234567891

備考 (J)

「入港料の額」
「減免を受けようとする額」
は必ず入力してください。

P.26「NACCS減免申請における入港料減免理由コード」
をご覧ください。

「減免を受けようとする理由
欄」に当該減免コードの減免
項目名称が反映されます。

3. 参考資料

(1) NACCSによる減免申請の流れ

手順 4 エラーチェックボタンを押してエラーをチェックする

手順 5 この書類を一時保存ボタンを押す

WebNACCS 各種申請 確認/照会 機能 設定 汎用申請関連業務へ NACCS 掲示板

入港料減免・還付申請 (WER)

申請メニュー

入港料減免申請書 新規登録 入力ガイド

登録に必要な項目を入力し、[この書類を一時保存]をクリックしてください。一時保存情報の保存期間は10日間（土日祝含む）です。
[エラーチェック]をクリックすることで、エラーの有無を確認できます。

一時保存が完了しました。

一時保存番号 SV265410865

1. 宛先情報

宛先 必須 横浜市（横浜港港湾管理者）

2. 船舶情報

船舶コード種別 必須 ☒ コールサイン ☐ 船舶番号 船舶コード 必須 111111

船舶名称（J） 必須 船舶A

総トン数 必須 600 t 課金対象トン数 必須 600 t

船舶運航者コード種別

戻る エラーチェック この書類を一時保存

手順 6 保存する

WebNACCS 各種申請 確認/照会 機能 設定 汎用申請関連業務へ NACCS 掲示板

申請メニュー

登録に必要な項目を入力し、[この書類を一時保存]をクリックしてください。一時保存情報の保存期間は10日間（土日祝含む）です。
[エラーチェック]をクリックすることで、エラーの有無を確認できます。

一時保存が完了しました。

一時保存番号 SV263088173

1. 宛先情報

宛先 必須

2. 船舶情報

船舶コード種別 必須 ☒ コールサイン ☐ 船舶番号 船舶コード 必須 111111

船舶名称（J） 必須 a

総トン数 必須 1 t 課金対象トン数 必須 1 t

船舶運航者コード種別

船舶運航者コード

確認

ページを移動すると、編集中の内容は破棄されます。
編集内容を保存しますか？

保存する 保存しない キャンセル

戻る エラーチェック この書類を一時保存

3. 参考資料

(1) NACCSによる減免申請の流れ

手順 7 入港料減免申請書に☑を入れ送信ボタンを押す

The screenshot shows the '入港料減免・還付申請 (WER)' page in the WebNACCS system. The page has a top navigation bar with links like '各種申請', '確認/照会', '機能', '設定', and '汎用申請関連業務へ'. Below the navigation bar, there's a header section with '入港料減免・還付申請 (WER)' and a sidebar with '申請メニュー'. The main content area includes a title '入港料減免・還付申請 新規登録 申請書類一覧' and a sub-header '入力ガイド'. A message states: '[編集]ボタンから書類を作成してください。書類作成後、[送信]をクリックしてください。[エラーチェック]をクリックすることで、エラーの有無を確認できます。'. Below this, there's a table with columns '提出先', '宛先', '選択', and '書類名'. The table has two rows: '入港料減免申請書' and '入港料還付申請書'. The '入港料減免申請書' row has a checked checkbox in the '選択' column. To the right of the table, there's a '一時保存番号' field with the value 'SV263088173'. At the bottom of the page, there are three buttons: '戻る', 'エラーチェック', and '送信'. The '送信' button is highlighted with a red rectangle.

提出先	宛先	選択	書類名
港湾管理者	接続試験港湾管理者 (KWMLIT46)	☒	入港料減免申請書
		☐	入港料還付申請書

手順 8 送信完了画面

The screenshot shows the '送信完了' (Transmission Complete) screen in the WebNACCS system. The page has a top navigation bar with links like '各種申請', '確認/照会', '機能', '設定', and '汎用申請関連業務へ'. Below the navigation bar, there's a header section with '入港料減免・還付申請 (WER)'. The main content area includes a message: '送信しました。' (Transmission completed.) and '届出/申請番号: 08595875100'. Below this, there's a large red-bordered box containing the text: '以上で、NACCSによる申請は完了です。その他の必要書類につきましては、FAX等により横浜港埠頭株式会社南部管理事務所 (045-621-9048) にご提出ください。'. At the bottom of the page, there's a button labeled 'メインメニューに戻る'.

以上で、NACCSによる申請は完了です。
その他の必要書類につきましては、FAX等により
横浜港埠頭株式会社南部管理事務所
(045-621-9048) にご提出ください。

3. 参考資料

(2) NACCS減免申請における入港料減免理由コード一覧

令和7年12月25日更新

入港料減免理由コード一覧

【環境減免の対象がない場合はこちらのコードになります。】			【環境減免に該当する場合はこちらのコードになります。】			備考
理由コード	減免額	理由	理由コード	減免額	理由	
		－	1YH33	15%相当額	環境配慮船が入港したとき	
		－	1YH39	全額	LNGを供給する船舶が横浜港に入港したとき	
		－	1YH40	全額	LNGを燃料とする船舶が横浜港に入港したとき	
		－	1YH41	全額	メタノールを燃料とする船舶が横浜港に入港したとき	令和8年1月1日から適用
		－	1YH42	全額	横浜港に入港した船舶が横浜港において混合比率24%以上のバイオ燃料混合油を300トン以上補油したとき	令和8年1月1日から適用
1YH03	50,000総トン相当額を超える額	50,000総トン数以上のコンテナ船が入港した時	1YH23	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船である50,000総トン数以上のコンテナ船が入港した時	
1YH04	全額	新規定期航路を開港したとき	－			
1YH06	全額	試運転のため出港した船舶が、他港に入港することなく再入港したとき	－			
1YH08	30%相当額	1回の入港につき1,000個以上1,500個未満のコンテナ貨物を取り扱ったとき	1YH24	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船かつ、1回の入港につき1,000個以上1,500個未満のコンテナ貨物を取り扱ったとき	
1YH09	50%相当額	1回の入港につき1,500個以上のコンテナ貨物を取り扱ったとき	1YH25	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船かつ、1回の入港につき1,500個以上のコンテナ貨物を取り扱ったとき	
1YH38	全額	横浜を船籍港とする客船が入港したとき	－			
1YH15	全額	客船が市民クルーズを実施したとき	－			
1YH16	全額	客船が着岸中に船内見学会を実施したとき	－			
1YH17	全額	コンテナ貨物の輸送に供しているはしけ及びブッシャーボート等が横浜港に入港したとき	－			
1YH18	1/2相当額	コンテナ船が東京港又は川崎港と横浜港とに連続して入港したとき	1YH28	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船であるコンテナ船が東京港又は川崎港と横浜港とに連続して入港したとき	
1YH19	2/3相当額	コンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して入港したとき	1YH30	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船であるコンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して入港したとき	
1YH20	全額	内航コンテナ船舶が入港したとき	－			
1YH21	全額	コンテナ船が東京港又は川崎港と横浜港とに連続して2回入港したとき	－			
1YH22	全額	コンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して2回入港したとき	－			
1YH32	全額	市長又は横浜港長の発する避難勧告に従って出港した船舶が、他港に入港することなく再入港したとき	－			
1YH35	－	その他市長が特に認めたとき	－			

4. お問い合わせ先

[制度に関して]

横浜市 港湾局 政策調整課

TEL 045-671-7165

[手続に関して]

横浜港埠頭株式会社 南部管理事務所

TEL 045-621-9777

[NACCSシステム操作に関して]

輸出入・港湾関連情報処理センター(株) ヘルプデスク

TEL 0120-794-550

